

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、玉掛作業員として就労していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、ブロックの玉掛作業をしようと、静止したキャリアー上において梯子に昇ったところ、キャリアーが動き出したため、〇mの高さから転落し、負傷したという。
- 2 請求人は、同日、C病院に受診し「顔面骨折、両手骨折、脱臼」と診断され、同月〇日、D病院に転医し「両橈骨頭骨折、左橈骨遠位端骨折、左中指MP関節骨折等」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった（以下「初回治癒」という。）。
- 3 請求人は、初回治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対し障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、左肘の痛みが発生したため、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「左尺骨神経不全麻痺等」と診断され、本件傷病の再発と認定され療養した結果、平成〇年〇月〇日をもって、再び治癒となった（以下「再治癒」という。）。

請求人は、再治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対し障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものと認めたものの、請求人には、初回治癒において既に障害等級第10級

と認定しており、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第10級を超え、加重に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、再治癒後に残存する左肘の橈骨骨端部の欠損部分は〇mmであることから、「偽関節」であると主張するが、平成〇年〇月〇日付けF医師作成の「身体障害者診断書・意見書」によれば、請求人の左橈骨骨端部については、平成〇年〇月〇日に人工橈骨頭挿入術が施行され、その後、平成〇年〇月〇日に人工橈骨頭抜去術が施行された経過が認められる。請求人の左橈骨の骨端部分は、平成〇年〇月〇日以前の時点では骨癒合不全により偽関節の状態であったものと推認されるが、人工橈骨頭挿入は、その骨癒合不全の状態を改善するために行われたものであり、その結果、初回治癒時においては、骨癒合不全の状態は解消されており、人工橈骨頭を抜去した再治癒時点においては、請求人の左橈骨骨端部分に骨癒合不全の状態は認められないことから、請求人の主張は採用

することはできない。

また、請求人は、医師から補装具を付けるよう言われた旨主張するが、平成〇年〇月〇日付けG医師作成の意見書では、肘関節における硬性補装具の必要性について、「必要なし、不安定性を認めない」と記載され、同年〇月〇日付けのF医師作成の障害状況診断書においても補装具の必要性について言及はされていないことから、当審査会としても、請求人の左肘に関して補装具を必要とするものと認めることはできない。

- (2) したがって、請求人の左肘関節の変形障害については、橈骨の骨端部のほとんどを欠損したものであるから、「長管骨に変形を残すもの」として障害等級第12級の8に該当するものと判断する。また、請求人の左肘の疼痛は左肘の変形障害に派生するものであり、上位の等級である変形障害として評価する。
- (3) 請求人の左中指骨棘の結果である手指の欠損障害は、決定書理由に説示するとおり、「1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」として障害等級第14級の6に該当すると判断する。
- (4) 請求人の左肘から左手背部にかけての左橈骨頭骨折による疼痛以外の感覚障害は、「局部に神経障害を残すもの」として障害等級第14級の9に該当し、左顔面の疼痛も、「局部に神経障害を残すもの」として障害等級第14級の9に該当すると判断され、これらの2つの神経症状は同一系列の障害であることから障害等級準用第14級と判断する。
- (5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、左肘の変形障害、左手指の欠損障害及び左上肢及び顔面の神経症状と認められ、これらを併合すると障害等級第12級に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は既存障害である障害等級第10級を超えるものとは認められず加重には該当しないことから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。